

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

大津町は、熊本市と阿蘇山の間位置しており、北は、阿蘇外輪山の鞍岳(1119m)、矢護山(935m)から広がる広大な山林と、それよりゆるやかな傾斜をなして広がる北部畑作地帯で、矢護川、平川の両河川が縦横に流れている。南は、阿蘇山を源とする白川が俵山(1090m)の裾野を流れ水田地帯を形成している。

このような地理的条件から、梅雨時期には阿蘇地方や鞍岳一帯の雨量によって白川、矢護川、平川の水位が著しく激動し、洪水の危険が増大する。町北部は、矢護川、平川の流れにより起伏の激しい複雑な地形のためがけ崩れ、土石流災害の発生が予想される。町中心部においても、近年都市化や宅地造成等により上井手への水の流入量が年々増加しつつあり、家屋への浸水等の被害が懸念される。秋及び台風期には、その進路によっては、驚くべき豪雨出水をもたらす、各地に被害をもたらしている。阿蘇火山噴火については、現在の段階では噴火の予知は非常に困難であるが、過去においては、噴火による火山灰(ヨナ)で農作物等に多大な被害をもたらしている。

また、大津町の南部には、熊本県内から一部鹿児島県北部に位置する布田川・日奈久断層帯が存在し、平成28年熊本地震の原因としてはこの断層帯の活動が指摘されている。地震発生の予知は難しく、地震発生以前の布田川区間の地震発生確率は30年以内において最大0.9%で全国の主な活断層の中では「やや高い」と評価されていた。

(1) 地域の災害リスク

大津町の気象災害を原因別にみると、梅雨による水害と台風による災害で、季節的には6月から10月にかけて多く発生している。

①梅雨期の大雨による災害

大津町の大雨による災害や水害は、梅雨期に多く発生している。6月下旬から7月上旬にかけて圧倒的に雨量が多く、この間は特に注意を要する。

②台風による被害

大津町は九州山脈が大きな壁をなしているため、台風が九州の南側を進む場合は比較的軽微であるが、台風が天草に上陸するか、九州の西岸に接近して北上する場合に大きな災害が発生しやすい。台風の襲来数は、7月から急に増大して8月に最高を示し、10月になると減少している。また、台風の経路は夏から秋にかけて次第に西側から東側へ移動している。しかし、近年は早い時期に接近したり、10月に強い台風が上陸したりすることもあるので、注意を要する。

(洪水：防災マップ)

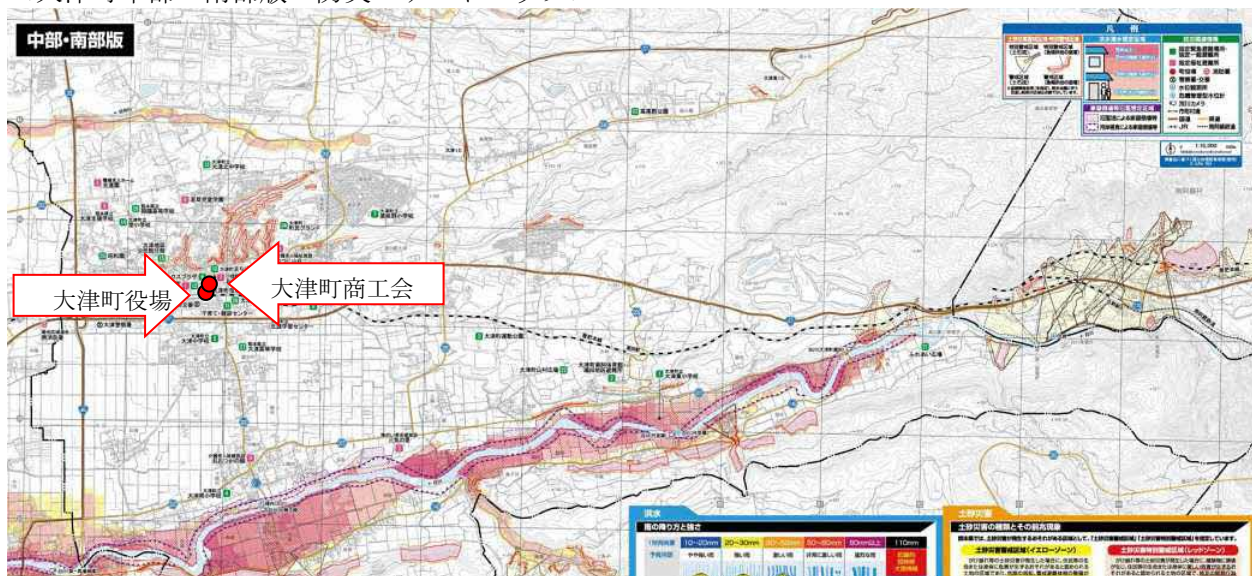
大津町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域においては洪水被害の危険性は低いと予想されており、市街地の商業地区においても危険性は低いと予想されている。また、製造業者の集積する町内工業団地(3か所)においても危険性は低いと予想されている。

一方、白川沿いにおいては浸水が予想されており、最大5.0m以上10m未満(または10m以上)の浸水深が予想されている。



(参考) 大津町防災ハザードマップ  
<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/site/bousai/2556.html>

<大津町中部・南部版 防災ハザードマップ>

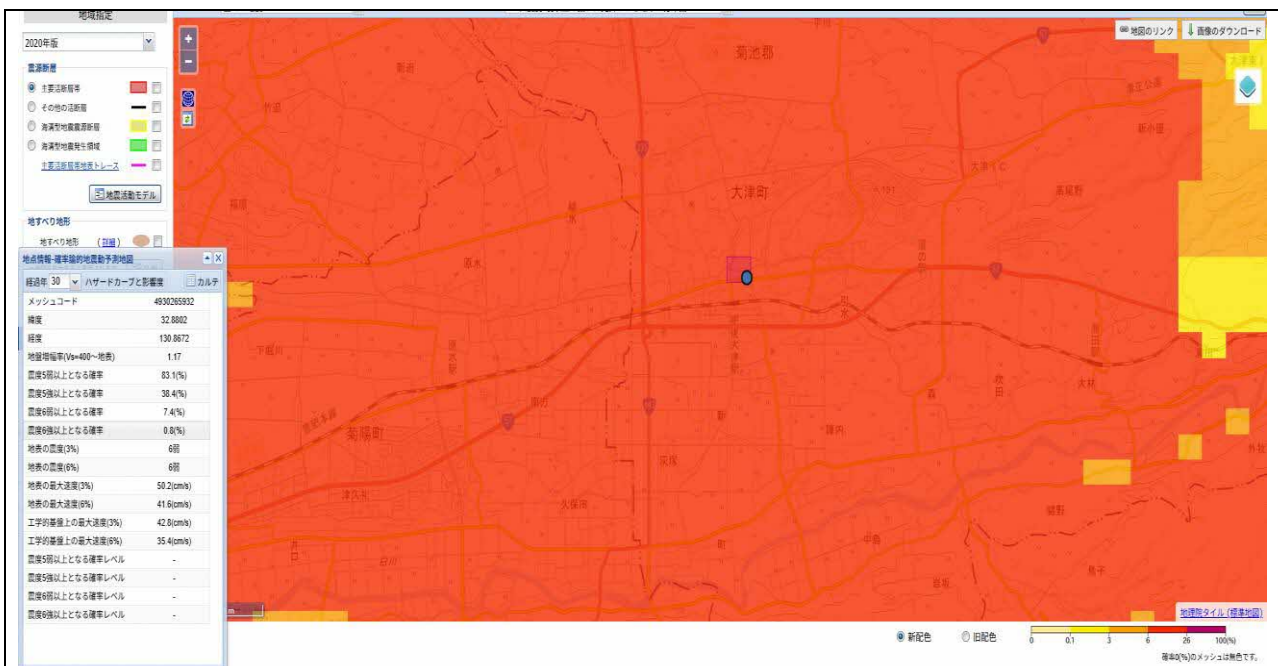


(土砂災害：防災マップ)

大津町の防災マップによると、町北部にある矢護川・真木地区、白川流域の瀬田地区は土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、山林地域となっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、大津町内各地域により予想は異なるが、大津町役場及び大津町商工会の位置する大津町大津地区は主に震度6弱以上の地震が今後30年間で7.4%以内の確率で発生すると予想されている。



### (その他)

大津町における風水害は、昭和28年の白川流域における風水害が最も大きく、災害救助法の適用を受けた。その後も昭和32年、昭和40年、昭和55年と水害による被害を受け、平成9年7月に発生した鞍岳一帯の記録的な豪雨や、平成24年7月の九州北部豪雨では白川沿いの水田や民家への浸水、真木地区の民家流出など甚大な被害が発生した。

台風では、平成3年の台風19号や平成11年の台風18号と平成16年の台風16・18・21・23号及び平成27年8月には16年ぶりに熊本県に上陸した台風15号により県下全域が甚大な被害を被った。このように、集中豪雨、台風等による被害が数多く発生している。

一方、地震では、平成28年4月に熊本地震が発生し、14日はマグニチュード(M)6.5、16日はM7.3の地震により、ともに最大震度7を記録した(平成29年3月31日までの有感地震は4,284回)。16日の本震では、大津町全域で断水及び停電が発生するとともに、住民約13,000名が避難した。平成29年3月31日時点で人的被害は40名(関連死4名、重傷者26名、軽傷者10名)、家屋の被害は、1,526棟(全壊154棟・大規模半壊222棟・半壊1,150棟)にのぼる。一般道路では、国道57号線の寸断、ミルクロードののり面崩落及び県道・町道の路面陥没・ひび割れが発生した。

### (感染症)

新型コロナウイルス感染症は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような新型ウイルスの感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

**(2) 商工業者の状況 【令和6年経済センサス】**

- ・商工業者数 908人
- ・小規模事業者数 577人

|      | 業種     | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（事業所の立地状況等）   |
|------|--------|-------|---------|---|
| 商工業者 | 建設業    | 96    | 89      | 町内に広く分布している。  |
|      | 製造業    | 112   | 71      | 町内に広く分布しているが、3つの工業団地集積は高い。                                    |
|      | 卸小売業   | 237   | 111     | 卸売業：町内にまんべんなく分布している。<br>小売業：町内中心市街地に多い。大型商業施設も中心市街地周辺に隣接している。 |
|      | サービス業  | 199   | 120     | 市内に分散している。  |
|      | 飲食・宿泊業 | 105   | 49      | 中心市街地に多い。   |
|      | その他    | 159   | 137     | 市内に広く分散している。  |
|      | 合計     | 908   | 577     |   |

**(3) これまでの取組**

**1) 大津町の取組**

- ・大津町地域防災計画の策定、公表（毎年見直し）
- ・大津町防災会議を梅雨時期前に実施（近年は5月下旬）
- ・大津町総合防災訓練の実施（毎年10月第4日曜日）
- ・洪水、土砂災害ハザードマップの策定、全戸配布
- ・ため池ハザードマップの策定（仮宿地区）

**2) 大津町商工会の取組**

- ・BCP等（事業継続計画）の策定セミナー  
BCP策定&事業継続力強化計画個別相談会  
令和2年12月16日開催 参加者5名  
令和3年12月15日開催 参加者3名  
BCP策定&事業継続力強化計画セミナー  
令和4年11月22日開催 参加者8名、12月6日開催 参加者4名  
令和6年2月5日開催 参加者6名  
令和7年2月17日開催 参加者5名
- ・大津町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・くまもと共済と連携し、大津町商工会会員事業者に対して損害保険の加入促進を行った。
- ・事業継続力強化に関するセミナーを開催し、事業継続力強化計画、BCP等の国の施策を周知するとともに、策定の必要性を啓発した。
- ・事業者BCPを策定済みの事業者に対して、計画に基づく訓練の重要性を周知した。

**3) 事業継続力強化支援計画の実施状況**

- ・町内小規模事業者を訪問等し事業者BCPの策定に係る指導を2021年4月から2025年12月まで13件の策定支援を行った。

## 2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### (1) 課題

- ①町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ②地域の自然災害等リスクについて当会、当市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

### (2) 対策

- ①事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や聞き取り等で把握する。
- ②当町商業観光課、当会で年1回程度の打合せを行い、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、くまもと共済、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

## 3. 目標

- ・当会と当町との間で町内の小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・町内の主要産業である製造業が多く集積する大津町室、平川地区、地域経済圏の中心となる商店街のある大津町大津地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、町内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・支援においては、町内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。
- ・セミナー開催数は大津町商工会または大津町の主催で年1回開催する。
- ・事業継続力強化またはBCP策定件数を、大津町商工会経営指導員1人あたり年1件を策定目標とする。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

### (目標値)

|  | 現行 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 |
|--|----|------|------|-------|-------|-------|
| セミナー開催件数：<br>商工会主催で年1回開催。              | 1回 | 1回   | 1回   | 1回    | 1回    | 1回    |
| BCP等策定件数：<br>商工会経営指導員1名あたり年1件を策定目標とする。 | 3件 | 3件   | 3件   | 3件    | 3件    | 3件    |

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

### 2. 事業継続力強化支援事業の内容

#### （1）町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・熊本県、大津町、熊本県商工会連合会等と連携し町内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・定期的な巡回・相談により、町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。
- ・大津町が策定した「大津町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等の状況を事業者の説明し事業継続力強化計画計画策定の必要性を周知していく。

#### （2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回指導時や窓口相談時に、地域内のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。  
特に梅雨期の大雨による災害被害が多く、白川、平川及び矢護川周辺部の地域水災被害の危険がある、また大津町役場や商工会の立地する大津町大津地区は土砂災害特別警戒区域が多く存在する地域である。また、農業用水路の上井手が通っている地域でもあり、水路の氾濫による水害の可能性も高い地域であり、水害被害や水災保険についての説明を行う。  
※土砂災害についても水災保険でカバーされる場合が多い。

- ・商工会の定期的な会報誌や町広報、ホームページ、商工会 LINE 等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家等を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

#### （3）フォローアップ

- ・ハザードマップを確認し事業所内に土砂災害特別警戒区域の把握や、最大浸水想定箇所へ事業者ごとに最大浸水想定レベルのマーカ表示等を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、専門家等による個別相談を実施する。
- ・事業者BCP等を策定した事業者に対し、巡回・窓口指導時等に計画の見直し更新申請についての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

#### （4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・商工会会報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

#### （5）関係団体等との連携

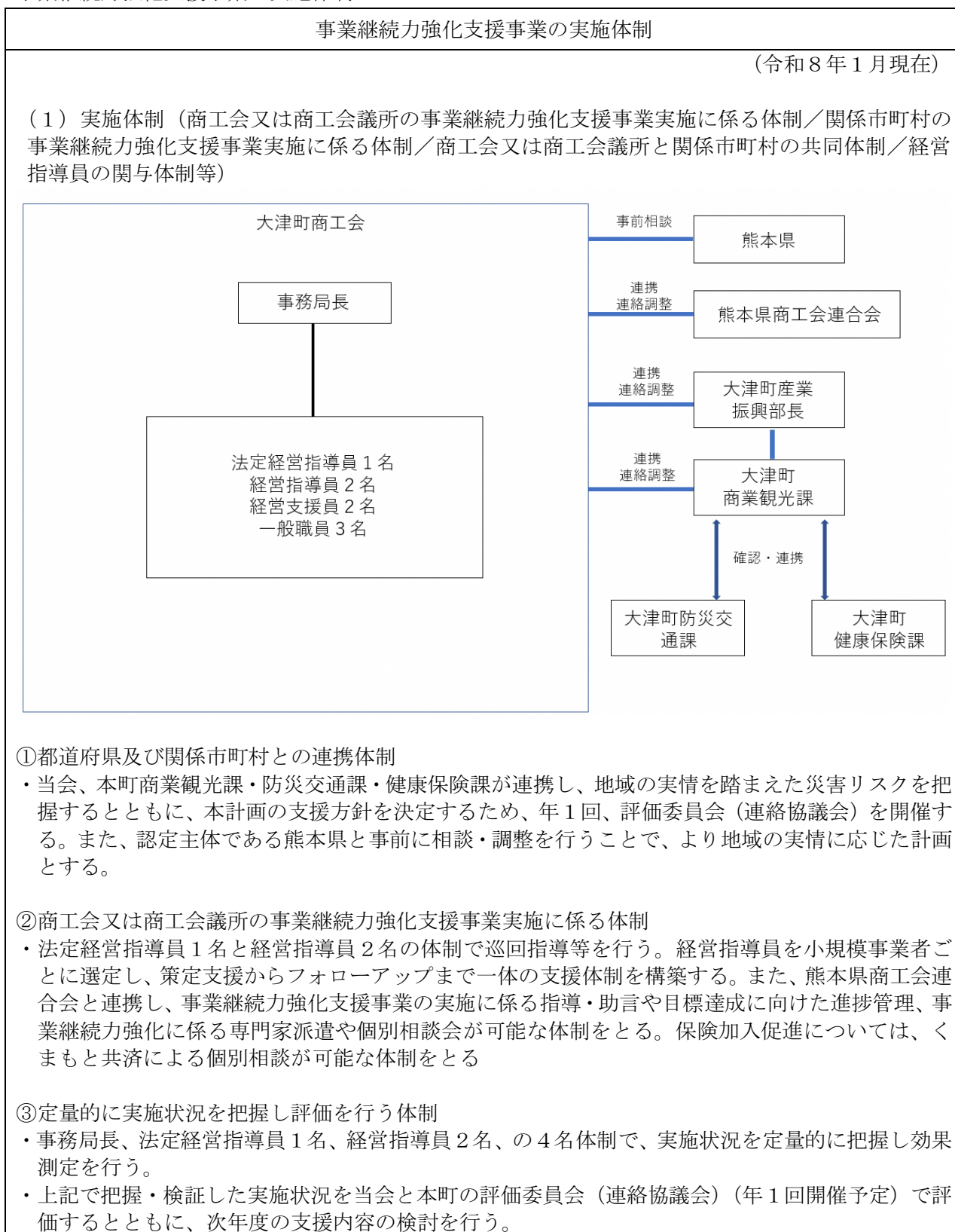
- ・くまもと共済等と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや共済、損害保険や生命保険、傷害保険、等の紹介等を実施する。
- ・（独法）中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼を行う。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当会職員向けに研修や勉強会等に参加し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：三川 義彦（連絡先は後述）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ（1年に1回以上）

③広域経営指導員の当否

経営指導員三川 義彦は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

大津町商工会

〒869-1233

熊本県菊池郡大津町大字大津 1232-2

TEL 096-293-3421

FAX 096-293-3429

E-mail oozu@lime.ocn.ne.jp

②関係市町村

大津町商業観光課

〒869-1292

熊本県菊池郡大津町大字大津 1233

TEL 096-293-3115

FAX 096-294-2868

E-mail syougyoukankou@town.ozu.kumamoto

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|         | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|---------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 必要な資金の額 | 200   | 200   | 200    | 200    | 200    |
| 講師謝金    | 110   | 110   | 110    | 110    | 110    |
| 講師旅費    | 50    | 50    | 50     | 50     | 50     |
| 資料印刷費   | 40    | 40    | 40     | 40     | 40     |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                    |
|-------------------------|
| 大津町補助金、伴走型小規模事業者支援推進事業等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

